

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 2 0 日

鳥取県知事 平井 伸治

1 業務の概要

(1) 業務の名称

「とっとり diary」とっとり暮らし発信事業実施委託業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の内容

別添「とっとり diary」とっとり暮らし発信事業実施委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 13 日まで

(4) 予算額

金 4, 5 2 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

ア イベント・広告・企画の広告・広報

イ イベント・広告・企画のイベント企画・運営

ウ イベント・広告・企画のその他

なお、この本プロポーザルに参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和 7 年 6 月 6 日（金）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより 6 の（1）イの場所に提出すること。この際、本プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに 6 の（1）イの場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から本業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から本業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 審査会の設置

(1) 鳥取県は、企画提案等の順位を決定するため、「とっとり diary」とっとり暮らし発信事業実施委託業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(2) 審査会は、企画提案等の内容を審議し、順位を決定するものとする。

(3) 審査会は 4 名又は 5 名で構成し、委員長及び委員を置くものとする。

(4) 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

4 評価方法

鳥取県は、「とっとり diary」とっとり暮らし発信事業実施委託業務評価要領（以下「評価要領」という。）を定め、審査会が評価要領に基づいて審査を行う。

5 最優秀提案者の選定方法

4により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

6 手続き等

(1) 問合せ先は次のとおりとする。

ア 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県輝く鳥取創造本部とっとり暮らし推進局人口減少社会対策課
移住定住・関係人口室

電話 0857-26-7648

電子メール jinkoutaisaku@pref.tottori.lg.jp

イ 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(2) 実施要領等の交付

「とっとり diary」とっとり暮らし発信事業実施委託業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）等関係書類は、令和7年5月20日（火）から同年6月6日（金）までの間に、インターネットの鳥取県輝く鳥取創造本部とっとり暮らし推進局人口減少社会対策課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/jinkoutaisaku/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和7年5月20日（火）から同年6月6日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 交付場所

(1) アに同じ。

7 参加申込書兼資格確認書の提出

この公募型プロポーザルに参加しようとする者は、以下のとおり手続きを行うこと。

(1) 提出書類

参加申込書兼資格確認書（様式第1号） 1部

(2) 提出期限及び方法

令和7年6月6日（金）午後5時15分までに、6の(1)アの場所に電子メールで提出するとともに、提出後は6の(1)アに電話連絡を行い、受領された旨を確認すること。

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書等は、実施要領5の(1)に基づき作成するものとする。

(2) 提出方法

実施要領5の(2)のとおりとする。

9 プレゼンテーションの実施

詳細については、企画提案書等を提出した者に別途連絡する。

(1) 日時（予定）

令和7年7月上旬又は中旬

(2) 実施方法

Web会議システムを利用しオンラインにて実施する。

(3) 持ち時間等

プレゼンテーションは一提案につき30分程度とする（入室及び準備・退室5分、企画提案書等の説明（15分以内厳守）、質疑応答（10分程度））。なお、開催時間の10分前までに入室すること。

10 契約の締結

5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、5により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

11 契約保証金

契約の相手方（以下「受託者」という。）は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

12 スケジュール（予定）

契約の締結に至るまでの手続き及び時期は次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------|---------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和7年5月20日（火） |
| (2) 質問受付期限 | 令和7年5月26日（月） |
| (3) 質問回答 | 令和7年6月2日（月） |
| (4) 競争入札参加資格名簿登録申請
期限 | 令和7年6月6日（金）正午 |
| (5) 参加申込書兼資格確認書提出期限 | 令和7年6月6日（金） |
| (6) 企画提案書等の提出期限 | 令和7年6月30日（月） |
| (7) 審査会の開催（別途通知） | 令和7年7月上旬又は中旬 |
| (8) 審査結果の通知 | 令和7年7月上旬又は中旬 |
| (9) 契約等協議、見積依頼 | 令和7年7月上旬又は中旬 |
| (10) 契約締結 | 令和7年7月上旬又は中旬 |

13 その他

(1) 企画提案書等の無効

ア 2の参加資格のない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は、無効とする。

イ プレゼンテーションに参加しない提案者の企画提案書等は、無効とする。

(2) 提案者の失格

提案者のうち審査委員に事前に働きかけを行った者については失格とする。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に文書で通知し、その概要をインターネットの鳥取県輝く鳥取創造本部とっとり暮らし推進局人口減少社会対策課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/jinkoutaisaku/>）で公表するものとする。

(4) 参加費用

この公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(5) 企画提案書等の取扱い

企画提案書等は、原則として返却しない。

なお、鳥取県に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、提案者に無断でこの公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。

（6）著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 鳥取県は、提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

（7）その他

ア 詳細は、仕様書及び実施要領による。

イ 契約の締結に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書全体の書式を統一するため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲で用語を変更するときがある。